

福 議 委 号  
平成 2 5 年 1 2 月 9 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会  
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、平成 2 5 年 9 月 1 9 日福島町議会定例会 9 月会議において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	(9) その他所管に関する事項について (高齢者等の除雪及び燃料支援について)
調 査 期 間	平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 (1 日間)
出 席 委 員	委員長 木 村 隆 副委員長 花 田 勇 委員 平 沼 昌 平 委員 加 藤 雅 行 委員 藤 山 大 委員 平 野 隆 雄
欠 席 委 員	なし
委員外議員	議員 熊 野 茂 夫 議員 滝 川 明 子
職務のため 出席した議員	議長 溝 部 幸 基
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ次長 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

## [委員会意見]

### 調査事件 9 その他所管に関する事項について

#### (高齢者等の除雪及び燃料支援について)

(平成 25 年 11 月 28 日調査)

本調査は、町が低所得高齢者等の経済的負担の軽減を目的に計画している「高齢者等の除雪及び燃料費の支援事業」の具体的な内容を調査したところであり、質疑、意見交換の内容及び結果は次のとおりである。

### 【調査の論点と意見】

#### 1. 高齢者等の除雪支援について

##### (1) 除雪支援の対象について

屋根の雪下ろしの支援を受けることのできる対象を、①65 歳以上の高齢者のみの世帯、②心身障がい者のみ世帯、③介護サービス受給者のみ世帯、④母子家庭世帯としている。しかし、資料にはその世帯数が示されていない。説明においてもそれぞれの人数のみの報告となっている。当該事業を分析し検証していくためには対象世帯数をきちんと把握しておくことは当然なことであり、適切な事務処理を進めるべきものとする。

##### (2) 除雪支援の内容について

経費の助成基準額を町の除雪単価及び隣町の実績による助成基準額を参酌し 40,000 円とし、助成金額は基準額の 8 割（限度額 32,000 円）とする内容である。しかし、町内の一般的な屋根の雪下ろし等の費用は 5 万円から 6 万円程度となっている。利用者と業者との間に誤解を生じないためにも助成基準額について、今後再検討が必要とする。

##### (3) 予算計上額及び総合計画との関係

町長は、この時期に本支援策を提案する理由の質疑に対して、「町民の要望や議員からの提案を踏まえ冬も近くなり必要性を感じたため」と説明している。その後の意見交換における具体的な検討指示の確認では、「平成 24 年度定例会 3 月会議終了後に担当課長に検討を指示したが、実施に当たっての具体的な内容の慎重な協議に時間を要し今回の提案になった」と答弁している。担当課長は事務段取りの悪さから一連の手続きが遅れたことについて陳謝を述

べ、副町長は手順等に時間を要したことを同様に陳謝している。  
しかし、町長からは陳謝の発言ではなく、「間に合った」との考えである。  
9月に審議会があり、11月1日に所管常任委員会で総合計画ローリングという基本的な手続きが行われたにも関わらず、定例会 12 月会議に補正予算の計上と総合計画への新規登載しなければならなくなったことについて、担当課長及び副町長が陳謝する前に町の最高責任者として真摯な態度で説明すべきであったと思慮する。

#### (4) 事業の流れについて

事業の流れについては、町が大きく関与する支援策であることから、利用者（特に高齢者）の実績報告書等の提出に関する負担軽減を図るべきものと考ええる。また、業者（雪処理）の選定に当たっては、人的事故や家屋等の破損といった事故を防ぎ、利用者が安心して作業を依頼することができるように、町の建築土木業の登録業者や除雪作業を行っている個人事業主が望ましいと考える。

#### (5) 除雪ボランティアとのすみ分けについて

町内では、社会福祉協議会や町内会あるいは個人単位で高齢者世帯を対象に除雪ボランティアが行われています。本支援策は、「屋根の雪下ろし、それに伴う排雪」が対象です。これまでの除雪ボランティアとのすみ分けをきちんと整理し、町民の「自助・互助」の意識が低下しないように取り組んでいただきたい。

#### (6) 施策立案の説明責任について

まちづくり基本条例第 26 条（説明責任）及び議会基本条例第 9 条（町長による政策形成過程等の説明）の規定を再確認し、特に新規事業については、上記（1）に記載のような基本的な内容をきちんと明確にした資料を提出すべきものと考ええる。

## 2. 高齢者等の燃料支援

### (1) 対象世帯について

対象世帯を従来の 70 歳以上の高齢者世帯に加え、身体障害、精神障害及び療養育手帳交付者がいる世帯と特別児童扶養手当受給世帯及びひとり親（父子家庭含む）世帯に拡充したことは望ましいと考える。

ただし、オール電化住宅に居住する世帯は対象外としているが、暖房費支援という観点からも対象にすべきものと考ええる。

## (2) 燃料支援を行う灯油価格の基準について

資料では、平成9年度以降の消費税抜きの町単価を基準に1ℓ当たり70円以上となった場合に支援を行うこととし、毎年11月1日時点の単価を基準に実施の判断を行い、12月1日の単価を基準に助成するとしている。しかし、近年の灯油単価の状況をみれば11月1日に70円を下回った年は1度しかなく、事務処理を総合的に判断した中で、当該支援に関する価格基準等の見直しが今後必要と考える。また総合計画の登載と併せて当初予算に計上することが望ましいと考える。

### 【意見交換の結果】

高齢者等の除雪支援と燃料支援は、経済的な負担の軽減を図り安心安全な生活に寄与するものであり、論点整理した内容も十分に検討した上で、適切な事業実施を期待するものである。

特に、新規事業である除雪支援は降雪期を直前に控えた時期での提案であり、町民、業者及び関係者に事業内容の周知と説明をきちんと行い、不平不満の生じないように対応していただきたい。行政側の対応については、今回を始めとして総合計画への登載、変更を最近安易に考えているように感じられる。今一度、総合計画の策定と運用に関する条例の趣旨を踏まえて施策を提案すべきであることを指摘しておく。

また、委員会終了の翌日に定例会12月会議議案が配布されている。定例会12月会議提案の際には委員会の内容に付随して変更等しなければならない説明については、逐次補足や変更説明を行う事を要望する。